

健康保險、被保險者トス。但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ
勅令ヲ以テ指定スルモノ、及ビ一年、報酬貳千円ヲ超スル職員の
此ノ限リニ在ラス。

一 鑛物、採掘又ハ採取ノ事業

二 物、製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業

三 電気又ハ動力、発電、変圧又ハ伝導ノ事業

四 土木工事又ハ工作物、建設、保存、修理若クハ破壊ノ工事
ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

五 地方鉄道法又ハ軌道法、適用ヲ受クル事業

六 前号ニ掲グルモノヲ除ク外、陸上ニ於テナス、貨物又ハ旅客運

送ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

七 貨物積卸ノ事業

一 第十四条ヲ凡、如ク改正ス。

前条若号ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業ノ事業主
ハ其ノ事業及之ニ附属スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健
康保險ノ被保險トスコトヲ得。但シ被保險者トナルハモ
ニ分ル以上ノ要求アリタル時ハ被保險者トナスコトヲ要ス。
地主ハ小作人ヲ健康保險ノ被保險者トナスコトヲ得。コノ場合
ハ第一項、但書、規定ヲ準用ス。

三 第十五条ヲ凡、如ク改正ス。

第十三条ハ第十四条、被保險者ノ家族ニシテ勅令ノ定ムル範圍ニ
属スル者ハ被保險者タルコトヲ得。

前項、被保險者ニ因テ保險料又ハ被保險者タル資格、得喪並ニ
療養給付ノ程度ニ就テハ本法、規定ニ係ラズ命令ヲ以テ別段
ノ定ヲナスコトヲ得。

四 第四十三条ヲ凡、如ク改正ス。

被保險者ノ疾病又ハ損傷ニ因テハ元ノ範圍、療養給付ヲナス。